

月報 平成29年 9月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

7月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は143人となり、前月比では6.7%増加し、前年同月では18.2%増加した。
- ・月間有効求職者数は625人となり、前年同月比で18.6%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は194人となり、前年同月比では、一般求人30.6%減少、パート求人16.7%減少した。産業別でみると、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉分野が減少し、全体として26.5%の減少となった。
- ・月間有効求人数は689人となり、前年同月比で8.0%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月比で0.12ポイント高い1.10倍であった。なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.05倍、パートの有効求人倍率が1.23倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成29年7月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	143	6.7	18.2
	うち男	72	24.1	20.0
	うち女	71	▲ 6.6	16.4
	年齢別			
	～44歳	70	▲ 9.1	9.4
	45～54歳	27	92.9	17.4
	55歳～	46	7.0	35.3
	月間有効求職者数	625	▲ 5.4	▲ 18.6
	うち男	324	2.5	▲ 15.4
	うち女	301	▲ 12.8	▲ 21.6
	年齢別			
	～44歳	314	▲ 7.6	▲ 11.3
45～54歳	92	▲ 4.2	▲ 30.3	
55歳～	219	▲ 2.7	▲ 22.3	
求 人 関 係	新規求人件数	194	▲ 37.2	▲ 26.5
	主要産業別			
	建設業	17	▲ 70.2	▲ 66.0
	製造業	50	2.0	▲ 9.1
	卸売・小売業	27	▲ 25.0	▲ 10.0
	飲食店・宿泊業	36	▲ 20.0	0.0
医療・福祉	32	▲ 45.8	▲ 38.5	
月間有効求人件数	689	▲ 5.1	▲ 8.0	
就 職 関 係	紹介件数	191	▲ 10.7	▲ 9.9
	うち男	107	▲ 0.9	▲ 7.8
	うち女	84	▲ 20.8	▲ 12.5
	就職件数	59	▲ 26.3	▲ 20.3
	うち男	33	26.9	0.0
	うち女	26	▲ 51.9	▲ 36.6

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

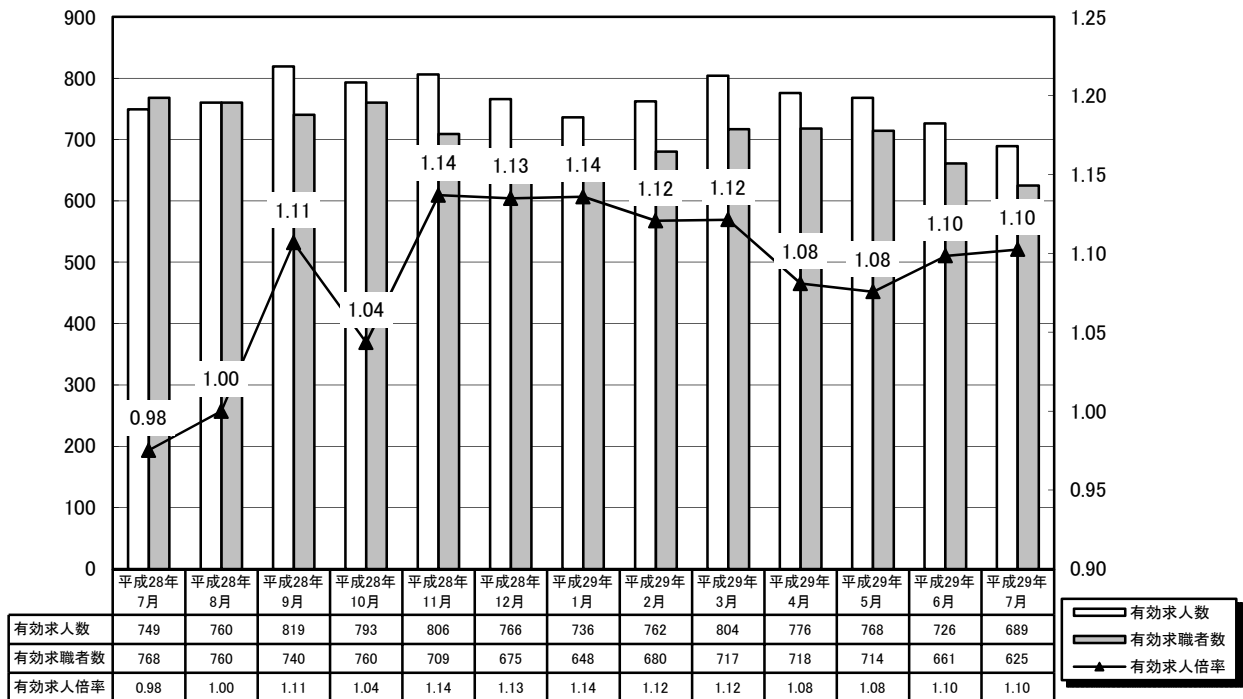
雇用保険取扱状況 平成29年7月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	815	814	800	
	資 格 取 得 者 数	101	137	118	
	資 格 喪 失 者 数	98	105	109	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,296	11,295	10,999	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	43	29	59
		受給者実人員	122	126	187
		支給金額(千円)	12,079	13,866	20,787
	高齢	受給者数	5	4	6
		支給金額(千円)	930	967	1,245
	特例	受給者数	0	0	1
		支給金額(千円)	0	0	150
	再就職 手 当	支 給 人 員	18	6	15
		支給金額(千円)	6,772	2,987	4,124

労働市場の動き（平成29年7月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



宮城県最低賃金

《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **772** 円

平成29年10月1日から！

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「自動車小売業」）で働く労働者には、宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

ご不明な点は、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）
または労働基準監督署にお問い合わせください。

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点

① 対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上に広がります。**

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

② 平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げとなります。**

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

